

第 4 部

安心・安全なまち

第 1 章 地域コミュニティ

第 2 章 防災

第 3 章 消防

第 4 章 安心・安全な暮らし

第 5 章 高齢福祉・介護

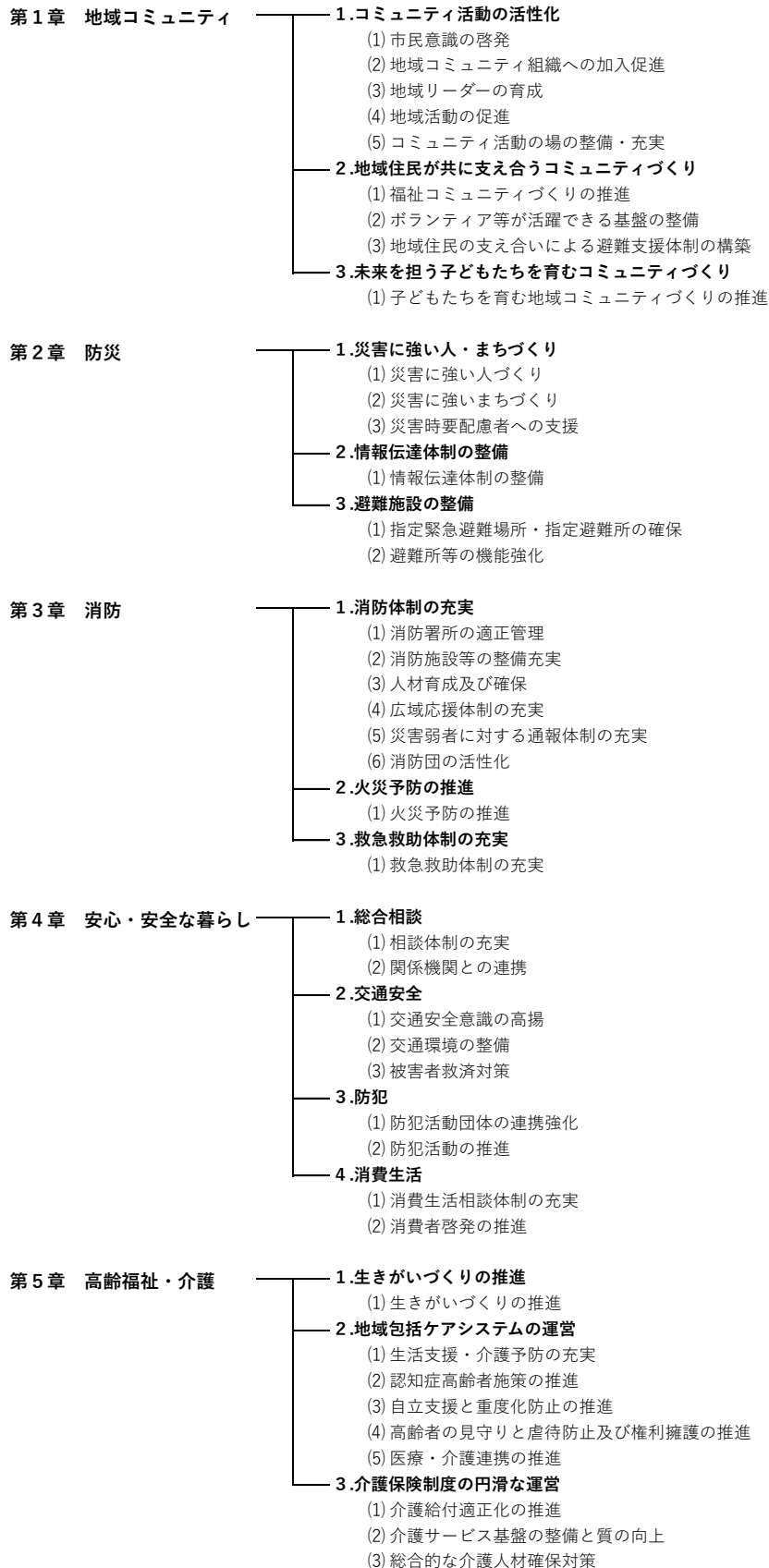
第 6 章 障がい福祉

第 7 章 健康長寿

第 8 章 地域医療

第 9 章 生活支援制度

体 系 図



第6章 障がい福祉

1.地域で共に暮らせる社会づくり

- (1) 障がいに関する理解の促進
- (2) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- (3) 雇用・就労、経済的自立の支援
- (4) 社会参加の促進

2.早期療育体制の整備

- (1) 早期療育体制の整備
- (2) 地域における障がい児やその家族への支援体制の強化

3.障がい福祉サービス等の充実

- (1) 障がい福祉サービスの充実
- (2) 医療的ケア児・者等への支援

4.生活環境及び相談支援体制の整備

- (1) 親なき後の支援
- (2) 地域の相談機関との連携

第7章 健康長寿

1.健康の保持増進、疾病予防と健康長寿施策の推進

- (1) 生涯健康づくりの推進
- (2) 発症予防と重症化予防
- (3) こころの健康
- (4) 地域の絆でつくる健康なまち

第8章 地域医療

1.感染症対策

- (1) 発症予防と重症化予防
- (2) 新たな感染症や季節性インフルエンザ等への対応

2.医療体制の整備

- (1) 初期救急医療体制の整備
- (2) 地域医療体制の整備
- (3) 情報共有と協働による市民啓発の強化
- (4) 災害医療体制の整備
- (5) 新技術を活用した地域医療体制の整備

第9章 生活支援制度

1.国民健康保険・後期高齢者医療

- (1) 安心医療の拠り所となる国民健康保険・後期高齢者医療

2.将来に備える国民年金

- (1) 年金受給権の確保

3.生活困窮者自立支援・生活保護

- (1) 生活困窮者への自立支援
- (2) 生活保護の適正実施

第1章

地域コミュニティ

現状と課題

【1. コミュニティ活動の活性化】

- 地域は、自治会等の組織を中心とした地域活動により、生活環境整備や防災・防犯、相互扶助など住民が快適に暮らすため、互いに協力し合いながら地域の課題解決に取り組んできました。
- 近年は、自治会加入世帯の高齢化、人口減少、核家族化や個人の価値観の多様化など様々な社会環境の変化に伴う課題も多くなる中、それらにきめ細やかに対応するため、本市では「市民協働のまちづくり」を進めており、自主防災組織による活動や市民まちづくり活動支援事業を活用した活動など市民主体の様々な活動が行われています。また、地域のコミュニティ活動の活性化を図るため、地区においては自治公民館等の整備の取組も進められています。さらに、地域活動の支援や地域が抱える課題解決のため、地域担当職員制度の実施など、地域と協働した取組が行われています。
- 特に近年、全国的に地震や台風、豪雨等に起因する大規模な自然災害の発生が増えている中、各地域では防災訓練等を実施することで地域全体の防災力を高めているとともに、地域の支え合いによる防災の観点から、地域コミュニティの重要性が高まっています。
- 自治会加入世帯の高齢化、人口減少、核家族化や個人の価値観が多様化する中で、ライフスタイルの変化や地域への愛着、帰属意識、連帯意識が希薄化してきており、自治会加入者の減少や役員のなり手不足、スムーズな世代交代等への対応が課題となっています。

【2. 地域住民が共に支え合うコミュニティづくり】

- 核家族化等の家族の変容や一人暮らしを含む高齢者のみの世帯の増加に伴い、多様化している家庭の養育や介護を支援するため、地域社会における支え合いの仕組みづくりに取り組んでいます。
- 地域社会においては、地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域福祉推進チーム、高齢者クラブ等による、子どもたちや高齢者、障がいのある人への声かけや見守り等、様々なボランティア活動が行われています。
- 災害時に手助けを必要とする避難行動要支援者を地域住民が連携して避難支援できるように、地域住民による防災体制の構築が重要となります。
- 延岡市健康長寿推進市民会議が進める「健康長寿のまちづくり市民運動」によって、地域に健康づくりへの意識が広まっており、健康づくり活動を通じた地域住民同士のつながりの深化が図られています。

【3. 未来を担う子どもたちを育むコミュニティづくり】

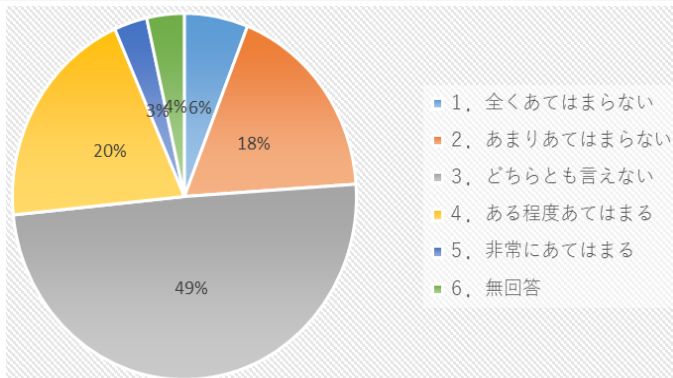
- 少子高齢化、核家族化や温暖化など、私たちを取り巻く環境が変化する中、これからの未来を担う子どもたちには、社会の変化を乗り越え、将来を生き抜く力を身に付けることが求められています。
- 家庭、学校、地域が連携して、子どもたちの社会性や「生きる力」を育むための様々な自然体験活動や社会体験活動を行うとともに、地域ぐるみで教育活動や子育てを支援する取組を進めています。

■「地域活動（自治会・地域行事・防災活動等）への市民参加が盛んである」に関する市民意識調査

（資料：R6年度実施 延岡市長期総合計画アンケート集計結果）

【質問】

延岡でのあなたの生活環境や人との関わりについてあてはまるものを選んでください。





施策の展開

取組項目（役割分担）

1. コミュニティ活動の活性化

住民一人ひとりが、より自らの地域のことを知り、その一員としての自覚と愛着、誇りを持ち、自分たちの地域は自分たちで守り、つくるというコミュニティ機能の再生や*ソーシャルキャピタルの形成、強化に努めます。

また、地域コミュニティの確立を図るため、既存の公共施設の活用等を含めた活動の場の整備を検討するとともに、コミュニティ意識の啓発や、地域を担う人材の育成、地域の個性ある主体的な活動に対する支援を行います。

(1) 市民意識の啓発

- ・行政は、地域コミュニティ活動に関する情報提供や、市民が活動に参加する機会の提供を図ります。（行政）
- ・市民は、地域コミュニティ活動に関する情報収集に努め、理解を深めます。（市民）

(2) 地域コミュニティ組織への加入促進

- ・行政は、地域コミュニティ組織への加入促進活動を支援します。（行政）
- ・地域コミュニティ組織は、組織への加入促進活動を積極的に行います。（地域）
- ・市民は、自治会をはじめ地域コミュニティ組織の活動に参加します。（市民）

(3) 地域リーダーの育成

- ・行政は、自治会関係者等と連携しながら地域コミュニティ活動の中心となるリーダーの育成支援について検討します。（行政）
- ・地域コミュニティ組織は、地域活動の促進に取り組み、リーダーの養成に努めます。（地域）
- ・市民は、リーダー養成を図るための研修会等に積極的に参加します。（市民）

(4) 地域活動の促進

- ・行政は、地域の個性ある主体的な活動を育成・支援するとともに、地域や団体間の交流を促進します。また、地域担当職員制度を活用して地域活動の支援や地域課題の解決に努めます。（行政）
- ・地域コミュニティ組織は、地域住民の交流・連携を推進し、防災訓練等をはじめとした自らの活動の活性化や情報の発信に努めます。（地域）
- ・市民は、地域を知ることや地域活動に積極的に参加します。（市民）

(5) コミュニティ活動の場の整備・充実

- ・行政は、地域の要望等を勘案しながら、既存公共施設の活用等を含めた地域コミュニティ活動の場の整備を検討します。また、地域の活動の拠点でもある自治公民館等の整備を支援します。（行政）

2. 地域住民が共に支え合うコミュニティづくり

福祉を地域住民の共通の課題として捉え、ボランティア活動等の活発な福祉活動を展開し、地域住民による支え合いの仕組みづくりを推進していきます。

(1) 福祉コミュニティづくりの推進

- ・行政は、地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域福祉推進チーム、高齢者クラブ等の活動、支え合いによる地域福祉の促進に努めるとともに、人と人が支え合う福祉コミュニティの形成を推進します。（行政）
- ・市民は、地区社会福祉協議会や地域福祉推進チーム等の地域活動に積極的に参加します。（市民）

(2) ボランティア等が活躍できる基盤の整備

- ・行政は、ボランティア活動推進のため、関係団体等と連携しながら、リーダーの育成や意識の向上に努め、ボランティア活動を支援します。（行政）

(3) 地域住民の支え合いによる避難支援体制の構築

- ・行政は、避難行動要支援者の避難支援のため、避難行動要支援者名簿を活用した個別避難計画の作成を進めるとともに、避難訓練の実施等の支援を図ります。（行政）

3. 未来を担う子どもたちを育むコミュニティづくり

「地域の子どもたちは地域で守り育てる」という理念のもと、子どもの社会性や「生きる力」を育む自然体験活動や社会体験活動を実施し、地域ぐるみで教育活動や子育てを支援する取組を推進します。

(1) 子どもたちを育む地域コミュニティづくりの推進

- ・行政は、学校、家庭、地域と連携し、社会の変容に柔軟に対応しながら地域の人材を活かした自然体験活動や社会体験活動を実施し、子どもたちの社会性や「生きる力」、郷土愛を育みます。（行政）
- ・市民は、学習活動を継続的に行き、その経験や知識を活かして地域づくりに取り組み、地域ぐるみで教育活動や子育てを支援します。（市民）

主要な指標

内容	現状	R12	R17
自治会（区）数	385（R7）	386	387
自治公民館数	213（R7）	214	215

* ソーシャルキャピタル…地域・社会における人々の信頼関係や結びつきを表す概念。これが蓄積された社会では、相互の信頼や協力が得られるため、治安、経済、健康、幸福感等に良い影響があり、社会の効率性を高めることができるといわれている。

第2章

防災

現状と課題

【1. 災害に強い人・まちづくり】

- ❑ 今後30年以内に高い確率で発生するといわれる「南海トラフ地震」、また近年全国各地で河川の氾濫や土砂崩れなどを引き起こす大規模な自然災害が頻発している状況を踏まえ、「自助」「共助」「公助」の取組を強化し、災害に強い人・まちづくりを推進する必要があります。
- ❑ 自主防災組織や防災士、災害ボランティア等、地域で防災活動を担う団体等と連携し、災害に強い人づくりに取り組んでいます。
- ❑ 「災害に負けない強さと迅速に回復するしなやかさを併せ持つ延岡市づくり」を推進するため、令和2年5月に策定した「延岡市国土強靱化地域計画」を、必要に応じ見直しを行いながら、災害に強いまちづくりを進める必要があります。また、国や県においても災害に強いまちづくりを進めているところですが、防災道の駅に選定された「道の駅北川はゆま」や「延岡市水防センター」などの防災施設を国や県と連携して強化していく必要があります。
- ❑ 防災時における本市の行政機能低下を最小限にとどめ、可能な限り早期に復旧・再開を図るため、「延岡市業務継続計画」を、大規模災害に備えより実効性のある計画に見直し、災害に強い組織の強化を図る必要があります。
- ❑ 業務継続計画の見直しに伴い、人的・物的支援の受入体制についても整備しておくことが必要不可欠なことから、「延岡市災害時・受援応援計画」の見直しを行う必要があります。
- ❑ 令和2年3月に東京大学大学院特任教授の片田敏孝氏監修のもと作成し、全世帯に配布した「わが家の防災ハンドブック」を活用した防災学習や防災訓練を推進する必要があります。
- ❑ 令和3年5月に改正された災害対策基本法では、災害時における円滑かつ迅速な避難を確保するため、新たな避難情報への見直しや、個別避難計画の市町村作成を努力義務化するなど、住民が「自らの命は自らが守る」といった意識をもって自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという「住民サービスから住民サポートへ」という考え方のもと、住民主体の防災対策への変換が求められています。
- ❑ 県の備蓄指針に基づき、国や県の支援物資が届くまでの間の食料などの基本8品目や飲料水の備蓄を進めるとともに、その備蓄を保管する倉庫の整備や備蓄品の適正管理、災害時の物流のあり方について検討する必要があります。

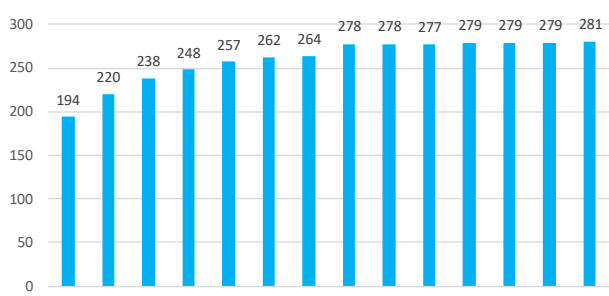
【2. 情報伝達体制の整備】

- ❑ 近年、全国各地で甚大な自然災害が頻発している状況において、迅速かつ正確に避難情報を市民に伝達することが重要です。
- ❑ 防災行政無線の更新等を進めるとともに、災害情報メール、防災アプリや防災ラジオの普及を促進し、フェイスブック、LINE等の市公式SNSも活用し、多様な情報伝達手段の確保に取り組む必要があります。
- ❑ 災害時の情報通信環境の確保に努めています。

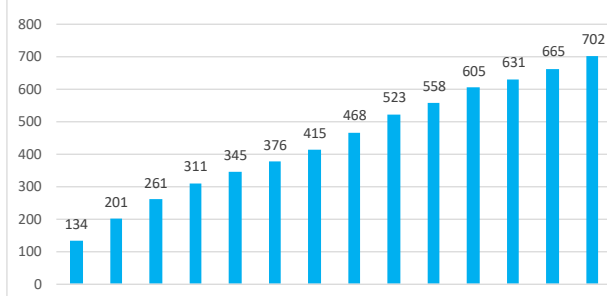
【3. 避難施設の整備】

- ❑ 自然災害から命を守るために緊急避難する「指定緊急避難場所」や命を守った後、一時的に避難生活を余儀なくされる方のための「指定避難所」の確保・指定を進めるとともに、災害関連死を防ぐため、避難所の環境改善に取り組んでいます。
- ❑ 南海トラフ地震に備え、津波から避難する場所のない「特定津波避難困難地域」に津波避難施設等の整備を進めていく必要があります。

(組織) 延岡市における自主防災組織数の推移



(人) 延岡市における防災士数の推移



取組項目（役割分担）

(1) 災害に強い人づくり

- ・行政は、自主防災組織、企業、学校等に対し、防災教育や防災訓練に取り組みます。(行政)
- ・行政は、関係団体と連携して、防災士や災害ボランティアリーダー等、地域における防災リーダーの育成や活用、災害ボランティアネットワークの組織強化に努めます。(行政)
- ・行政及び民間団体は、延岡市災害ボランティア連携方針に基づくボランティア支援体制の取組を進めます。(行政・民間団体)
- ・市民は、区や自主防災組織に加入し、防災教育や防災訓練に積極的に参加し、自助・共助力を高めます。また、積極的に情報を入手し、早めの避難に努めます。(市民)

- ・行政は、国土強靱化地域計画に基づき、災害に強いまちづくりを行います。(行政)
- ・行政は、国や県などの関係機関と連携し、災害に強いまちづくりを推進します。
(行政・関係機関)
- ・行政及び防災関係者は、防災会議を開催し、地域防災計画の充実を図り、災害に強いまちづくりを目指します。(行政・防災関係者)
- ・行政は、「わが家の防災ハンドブック」や各種ハザードマップ等を活用し、防災講話や防災訓練を推進し、市民の防災力向上を目指します。(行政)
- ・行政は、自主防災組織の結成促進や組織力強化のため、引き続き育成事業に取り組めます。(行政)
- ・行政は、大規模災害に備え、業務継続計画や受援応援計画、備蓄計画、避難所運営マニュアル等、地域と連携して計画策定や見直しを行います。(行政)
- ・行政は、災害時に備蓄品を市内の指定避難所等へ確実に配送するため、災害時の物流の在り方についての検討を行うとともに、災害用備蓄倉庫の整備を推進します。(行政)

- ・洪水・内水・高潮・土砂災害・津波の恐れがある地域に立地している要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成に努めます。（要配慮者利用施設）
- ・行政は、避難行動要支援者の名簿の更新等を行います。（行政）
- ・行政は、地域住民や関係機関と連携し、避難行動要支援者名簿を基に個別避難計画の作成を進めます。（行政・市民・関係機関）

(1) 情報伝達体制の整備

- ・行政は、防災行政無線において、気象状況等によって聞き取りにくいなどの課題があるため、防災情報を確実に伝達できるよう屋外放送施設の高性能化などに取り組むとともに適切な維持管理を行います。併せて、災害情報メールや防災アプリなど既存の情報伝達手段の登録促進、コミュニティ FM 等のメディア媒体と防災ラジオとの連携を図ります。（行政）
- ・行政は、災害時でも常に繋がる情報通信環境の整備に努めます。（行政）

(1) 指定緊急避難場所・指定避難所の確保

- ・行政は、指定緊急避難場所や指定避難所の確保や指定を推進します。(行政)
- ・行政は、特定津波避難困難地域に避難タワー等を整備するとともに、適切な維持管理を行います(行政)
- ・行政と地域は、協働して津波避難路整備や改良等に取り組みます。(行政・地域)
- ・行政は、既存の避難場所等の更新などによる新たな津波避難困難地域の発生等を調査し、施設整備の必要性が把握された地域への避難施設の確保や整備を検討します。(行政)

- ・行政は、避難所運営マニュアルの改訂や避難所の環境改善、県の備蓄指針に基づく基本8品目や飲料水をはじめ、その他必要となる物資の備蓄等を計画的に推進します。(行政)
- ・市民は、避難所運営訓練を行い、大規模災害時の長期避難所生活に備えます。(市民)
- ・行政は、災害時に各地域で拠点となる避難所等のトイレ整備や空調整備など避難所等の環境改善や機能強化を推進します。(行政)
- ・行政は、地域とともに避難訓練を実施し、地区防災計画を策定した地域に対して備蓄倉庫の設置や避難路整備等の取組を支援します。(行政・地域)

内容	現状	R12	R17
地区防災計画の策定数	24 地区（R6）	54 地区	79 地区
災害ボランティアリーダー養成数	852 人（R6）	950 人	1,050 人

第3章

消防

現状と課題

【1. 消防体制の充実】

- 令和元年度の延岡南分署開設により、1本部1署2分署の消防体制が確立し、南部地域への救急車の現場到着時間の短縮など特に救急機能の向上が図られました。
- 本市は、地形的・気候的に広範な災害リスクを抱えており、風水害や大規模地震の発生に加え、火災や事故等の多様な災害の発生も懸念されます。これらの災害による被害を軽減するためには、総合的な消防体制の充実が不可欠であり、消防車両・資機材・通信指令装置等の更新や、耐震性貯水槽・消火栓等の消防水利の整備、職員のスキルの向上等に計画的に取り組んでおり、今後は大規模災害時の広域応援体制のさらなる強化に加え、防災関係機関との連携強化も重要になります。
- * Net119 緊急通報システム及び FAX119 を活用した通報体制の充実により、聴覚や音声・言語機能に障がいのある方の安心・安全を確保するとともに、外国人からの119番通報等に対応するため三者間同時通訳の対応も行っています。さらに、令和6年度からは、映像通報システムを導入し、通信指令課と救急隊が映像で現場状況を情報共有できるほか、通報者に対し映像による応急手当や救命処置の指導が可能となりました。
- 消防団は、消火活動に加え、風水害発生時の避難情報の広報や住民の避難誘導、さらには災害復旧活動や行方不明者捜索等と多岐にわたる活動を行っています。大規模災害発生時には、常備消防だけでは対応が困難な場合や現場到着まで時間を要する場合もあることから、地域に密着した消防団の力は極めて重要となります。一方、人口減少や高齢化により、団員数は減少しており、地域の防災力を維持する上で深刻な課題となっています。
- 地域防災力を確保・向上していくためには、自助・共助による住民主体の防災対策のさらなる推進が必要となります。本市では消防団員の確保や安全装備品の整備拡充を推進するとともに、自治会や自主防災組織等との連携を強めるなど、住民主体の消防防災対策を一層進め、地域防災力の充実強化に取り組んでいます。

【2. 火災予防の推進】

- 本市における火災発生件数は、ここ数年50件前後で推移していますが、全国では大規模な林野火災や、多くの人命及び世界的に重要な財産が失われるような火災が発生しており、防火管理体制や防火安全対策の充実が課題となっています。
- 本市は市街地に危険物施設を有する事業所が点在しており、万一の火災や事故による市民の生命・身体・財産に与える影響は大きく、各種施設における安全管理の徹底に取り組んでいます。

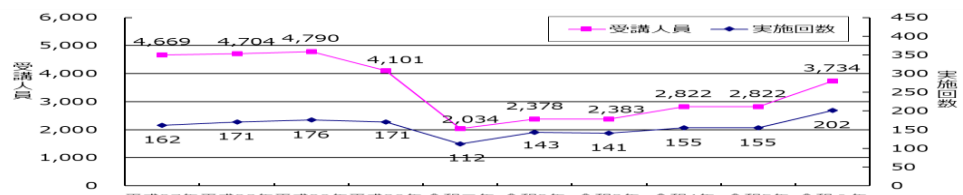
【3. 救急救助体制の充実】

- 救急活動については、出動件数が年々増加しており、広い管轄面積に加え離島を抱える地理的条件から、救急車の到着までに住民が行う救命処置等が重要となっています。そのため、市民への救命講習（1日最大2件）を推進するとともに、AEDの設置場所や使用方法について、ホームページを通じて周知を図っています。また、救急隊員は、病気や事故など様々な現場に対応するため、高度な技術と知識が求められることから、医療機関等との連携体制の充実に取り組むとともに、DX化を推進し、救急体制全体の質の向上に努めています。
- 本市は、広大な市域を有していることから、山間部等からの救急要請に対して、到着まで時間を要しているため、ドクターカー、ドクターヘリ等と連携を図り、医師による早期の初期医療介入に努めています。
- 救助活動については、観光の推進に伴う山岳・水難事故や高速道路での交通事故、さらには近年頻発する大規模な自然災害など、様々な災害への対応が求められます。このため、隊員の育成や機材の適切な整備を行うとともに、関係機関との連携強化が重要になっています。

火災発生状況
(資料:火災統計)

過去10年間の火災概況 (単位:件)											
区 分	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	合 計
出火 件数	建 物	32	25	25	23	18	26	16	26	25	237
	林 野	8	5	5	2	1	6	10	5	2	47
	車 両	2	2	4	0	3	5	5	5	1	29
	船 舶	1	1	0	0	0	0	1	0	0	3
	その他	12	13	20	16	14	10	15	18	16	151
計		55	46	54	41	36	47	46	55	44	467

応急手当講習の実施状況
(資料:救急救助統計)



* Net 119 緊急通報システム…会話が不自由な聴覚・言語機能障がい者が、スマートフォン等により、いつでも全国どこからでも音声によらない通報が可能なシステム。

施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. 消防体制の充実

消防体制の充実により、市民の安心・安全な生活を確保します。

(1) 消防署所の適正管理

- ・行政は、本署及び分署に専任の消防隊と救急隊を配置し、各種災害発生時における迅速かつ的確な出動体制を維持するため、消防署所の適正管理を行います。特に延岡北分署については、施設の老朽化とそれに伴う災害対応力強化への課題に対応し、災害時の拠点としての機能強化を図ります。(行政)

(2) 消防施設等の整備充実

- ・行政は、延岡市消防整備基本計画に基づき、車両、資機材、無線・通信指令装置等の消防設備、消防水利の計画的な整備を行います。(行政)

(3) 人材育成及び確保

- ・行政は、各分野における高度で専門的な知識・技術の習得や各種訓練等を計画的・積極的に推し進めるとともに、各種資格や免許の取得を促進し人材育成に努めます。(行政)

(4) 広域応援体制の充実

- ・行政は、県内消防機関をはじめ、県や防災関係機関、協定締結機関との連携強化を図ります。(行政)

(5) 災害弱者に対する通報体制の充実

- ・行政は、Net119 緊急通報システム及び FAX119 の周知を図ります。(行政)
- ・行政は、外国人からの 119 番通報等に対応した三者間同時通訳について周知を図ります。(行政)
- ・行政は、映像通報システムの周知を図ります。(行政)

(6) 消防団の活性化

- ・行政、地域、市民は、連携してさらなる団員確保に積極的に取り組みます。(行政・地域・市民)
- ・行政は、消防団の安全装備品や資機材整備の充実強化に取り組むとともに、消防団活動を広く市民に情報発信し、魅力ある消防団づくりを目指します。(行政)
- ・市民は、消防団活動への理解を深めるとともに、積極的に消防・防災活動に参加します。(市民)
- ・事業者は、消防団員が活動しやすい職場環境づくりに取り組みます。また、機能別消防団制度を活用して積極的に消防・防災活動に参加します。(事業者)

2. 火災予防の推進

火災予防の推進により、火災や危険物災害等の被害の軽減に取り組めます。

(1) 火災予防の推進

- ・行政は、事業所等に対して防火管理体制や消防用設備等の設置及び維持管理について、法令に基づく査察を適正に実施する等、必要な指導を行います。(行政)
- ・市民は、住宅防火対策として、住宅用火災警報器等の設置、点検、取り換えを実施することで、自主的な火災の予防に取り組めます。(市民)
- ・事業者は、消防法令に基づき、防火管理体制や防火安全対策を充実させます。(事業者)

3. 救急救助体制の充実

救急救助体制の充実により、救命率の向上を目指します。

(1) 救急救助体制の充実

- ・行政は、救急需要の増加や救命処置の高度化に伴い、職員の知識や技術の習熟に努めるとともに、医療機関との連携とDX化を推進し、救急活動全体の質の向上を目指します。(行政)
- ・行政は、救命講習の普及啓発と AED マップの充実と周知に努めます。(行政)
- ・市民は、積極的に救命講習を受講し、いざというときに救命処置(心臓マッサージや AED の活用)を実践し、救命の連鎖をつなぐための知識と技術を身につけます。(市民)
- ・行政は、ドクターカーやドクターヘリ等と連携し、医師の早期初期医療介入により、市民の救命率向上を図ります。(行政)
- ・行政は、多種多様な救助事案に対応するため、救助資機材の適切な整備を図り、被害の軽減を目指します。(行政)

主要な指標

内容	現状	R12	R17
市民の消防団活動参加率(団員数/人口)	1.37% (R7)	1.50%	1.77%
住宅用火災警報器(設置率)	86.0% (R7)	88.0%	90.0%
救急救命士資格取得者数(累計)	44 人 (R7)	45 人	45 人
救急車が現場に到着するまでの時間 (分)	11.04 分 (R6)	10.5 分	10 分

第4章 安心・安全な暮らし

現状と課題

【1. 総合相談】

□ 少子高齢化や核家族化・晩婚化が進み、育児と介護が同時に直面するダブルケアや高齢の親と障がいのある子が同居する 8050 問題など地域住民が抱える課題も複雑化・複合化しています。このため、従来の担当セクションごとのいわゆる「タテ割り」の支援だけでは対応が困難となり、総合的・重層的な相談窓口の設置等の包括的な支援体制の構築が必要となっています。

そのため本市では、「なんでも総合相談センター」を設置し、市民からの様々な相談の対応に努めながら、多職種による連携や多機関の協働を図り、地域住民の重層的な課題や支援ニーズへの対応ができる体制整備に努めています。

【2. 交通安全】

□ 長寿社会が進み、高齢者が関与する交通事故の割合が年々高くなっています。特に高齢運転者の交通事故防止対策は喫緊の課題です。

□ 高齢者や児童・園児等の交通安全教育及び自転車の安全な利用が重要な課題となっています。また、市民の安全な通行を確保するために、道路危険箇所の早期点検、整備が必要となっています。

【3. 防犯】

□ 延岡市内の令和 6 年の刑法犯認知件数（犯罪の発生が認知された件数）は 480 件で、前年の 417 件より増加しており、近年は高齢者や子供を狙った特殊詐欺や性犯罪、SNS を通じた被害が発生するなど、悪質・巧妙化した新たな手口による犯罪も発生している状況であります。

□ 安全で安心な地域社会を実現するためには、市・警察をはじめ防犯協会や民間の防犯ボランティア団体（青パト隊等）が一体となって地域安全活動を推進するとともに、地域住民による自主的な地域安全活動の促進を図る必要があります。

【4. 消費生活】

□ 近年、デジタル化や国際化の進展、高齢化や成年年齢の引き下げ等により、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。また、スマートフォンやインターネットの環境の普及が進んだことにより、消費者の利便性が高まる一方で、それに関連した消費トラブルが増加しています。さらに、多重債務や悪質な訪問販売、特殊詐欺等の消費者トラブルによる相談も増加しています。そのため、延岡市消費者生活センター（男女共同参画センター内）に消費生活相談員を 3 名配置し、相談体制の充実に努めています。

□ 消費者の意識啓発のために、出前講座等の充実を図る等、市民が安心して暮らせる取組を進めていきます。

交通事故発生件数		(単位：件・人)				
	年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
発生件数	全 国	309,178	305,196	300,839	307,930	290,895
	宮 崎 県	5,126	4,461	3,798	3,488	2,703
	延 岡 市	455	427	342	349	284
	内高齢者関与数	227	243	195	199	163
死者数	全 国	2,839	2,636	2,610	2,678	2,663
	宮 崎 県	36	30	32	30	39
	延 岡 市	3	4	1	2	1
	内高齢者関与数	2	4	0	1	1
負傷者数	全 国	369,476	362,131	356,601	365,595	344,395
	宮 崎 県	5,741	5,059	4,245	3,908	3,007
	延 岡 市	493	496	397	393	312
	内高齢者関与数	99	114	88	78	60

※数値は当該年の 1 月から 12 月までの集計。※延岡市の数値には高速道路での交通事故を含まない。

延岡消費生活センター相談件数

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
相談件数	1,588	1,698	1,707	1,544	1,368
(うち多重債務者)	(379)	(435)	(371)	(553)	(369)

施策の展開

取組項目（役割分担）

1.総合相談

医療・介護・福祉・教育・子育てに関する相談等、市民からの様々な相談に一括して対応するワンストップ総合相談窓口を設置し、市民が安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいきます。

2.交通安全

市民の交通事故防止に対する意識を向上させるため、警察、交通安全協会、交通指導員会等と連携を図り、交通安全啓発を積極的に行っていきます。

また、高齢者や児童・園児等の交通安全教育に積極的に取り組んでいきます。

3.防犯

市、警察、防犯協会、民間の防犯ボランティア団体等との連携を図り、市民の防犯意識の高揚と地域安全活動への参加及び啓発活動の推進に取り組みます。

4.消費生活

消費生活相談に対応するため、延岡市消費生活センター（男女共同参画センター内）の機能充実に努めるとともに、関係機関と連携しながら、消費者トラブルが解決されるよう支援します。

また、消費者の意識啓発を行うことにより、消費者トラブルを未然防止し、自立した消費者の育成に取り組めます。

- (1) 相談体制の充実

 - 行政は、市民からの様々な相談に対し、医療、介護、福祉、子育て、教育に関する専門の資格を持った相談員を総合相談窓口配置し、市民の悩みや困りごとに寄り添い早期解決を支援します。さらに、介護や子育て、障がいの分野等の活動を行っている民間団体に場所を提供し、官民連携による重層的な市民ケア体制を構築します。（行政）
 - 行政は、近年相談が増えているひきこもりを始めとした孤独・孤立などの問題等へもこちらから出向くアウトリーチ型対応をさらに強化するとともに、同じような経験のある相談員が相談に応じるピアカウンセリングも引き続き継続していきます。（行政）
 - 行政は、相談窓口が市民に身近なものになるように、出張相談会等を実施します。（行政）
- (2) 関係機関との連携

 - 行政は、市民からの様々な相談に対応するため関係各課と連携を図ることはもとより、基幹相談支援センターや地域包括支援センター、公証役場等の関係機関とも顔の見える関係づくりを行い、連携体制の強化を図ります。（行政・関係機関）
- (1) 交通安全意識の高揚

 - 行政は、「めひかり交通安全運動」を柱に、関係機関や関係団体と共に様々なキャンペーンやイベントを通して、自転車の安全利用等も含め、運転者・歩行者それぞれの年代に応じた交通安全教育等を実施します。同時に、高齢運転者を対象とした制限運転である”めひかり「ひむか運転」自主宣言”を推進します。（行政・関係機関・関係団体）
 - 信号機のない横断歩道の安全な通行など、交通ルールの遵守や飲酒運転根絶及び夕暮れ・夜間の交通安全対策など交通安全啓発活動に取り組みます。（行政・市民・関係機関・関係団体）
- (2) 交通環境の整備

 - 行政は、関係機関と連携して通学路や生活道路の点検を行い、信号機や横断歩道等の設置など、市民が安心して通行できる交通環境の構築を図ります。
 - また、通勤・通学時の交通渋滞緩和対策に取り組みます。（行政・関係機関）
- (3) 被害者救済対策

 - 行政は、被害者の相談に適切に対応できるよう、宮崎県交通事故相談所との連携を図ります。（行政・関係機関）
- (1) 防犯活動団体の連携強化

 - 行政は、関係機関・関係団体と相互間の連携の緊密化を図り、あらゆる機会を通して防犯活動を実施していきます。（行政・関係機関団体）
- (2) 防犯活動の推進

 - 行政は、青パト(市公用車)による巡回活動をはじめ、防犯協会や地域の見守り活動等を行う民間の青パト隊等の地域ボランティア団体への支援を行いながら、地域の情報を共有し、登下校時の見守り活動の推進を図るとともに、関係機関等との連携による啓発活動（大型店でのキャンペーン等）を実施していきます。また、自治会等が設置する防犯灯への支援やLED 化の推進を図ります。（行政・市民・関係機関団体）
- (1) 消費生活相談体制の充実

 - 行政は、消費者からの苦情や相談に対し、関係機関と連携を図りながら適切な助言・指導等を行い、問題の早期解決を支援します。（行政・関係機関）
- (2) 消費者啓発の推進

 - 行政は、関係機関と連携して出前講座等を実施し、消費生活に関する知識の普及と情報の提供を積極的に行い、消費者被害を未然防止できる自立した消費者の育成に取り組めます。（行政）
 - 市民は、消費生活のトラブルを防止するため、出前講座等に積極的に参加し、必要な知識を身につけます。（市民）

主要な指標			
内容	現状	R12	R17
交通事故による死傷者数	313 人（R6）	297 人	281 人
地域安全見守り活動団体人数	318 人（R7）	320 人	320 人
出前講座受講者数	139 人（R6）	200 人	300 人

第5章

高齢福祉・介護

現状と課題

【1. 生きがいの推進】

- ❑ 高齢者が家庭や地域において健やかで自立した生活を営むため、様々な団体による趣味やスポーツ、ボランティア活動を通した生きがいづくりや健康づくりの取組が行われています。
- ❑ 高齢者クラブ等は、様々な学習やレクリエーション等を通して、健康や生きがいづくりに取り組むとともに、活力ある地域社会づくりに貢献していますが、高齢者の生活形態も多様化し、高齢者クラブ数や会員数は減少傾向にあるため、会員数の維持やクラブ活動の活性化が課題となっています。

【2. 地域包括ケアシステムの運営】

- ❑ 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援等のサービスが一体となって、切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を運営する必要があります。
- ❑ 高齢化が進み、介護ニーズが増加する今後に向けて、高齢者一人ひとりの実情に合った適切な介護サービスが受けられる取組を進めるとともに、本市の実情に合った介護予防拠点を整備、元気な高齢者を増やしていく必要があります。
- ❑ 高齢化が進み、一人暮らしを含む高齢者のみの世帯、認知症・寝たきり等のリスクを抱えた高齢者が増加していることから、高齢者の見守りや虐待防止を含む権利擁護支援など、一層の支援強化が必要になっています。高齢者等の判断能力に不安が出てきた場合には、成年後見制度の利用を検討する必要があるため、「延岡・西臼杵権利擁護センター」を設置し、利用促進に向けた普及啓発や相談対応等の取組を行っています。
- ❑ 特に、高齢者の認知症に関しては、認知症サポーターの養成を継続し、病気への理解や適切な対処方法の啓発を行い、地域や関係機関が連携した見守り体制の構築を図っていく必要があります。また、「認知症カフェ」の取組を支援する等の対応も必要です。

【3. 介護保険制度の円滑な運営】

- ❑ 全国的には2040年に高齢者人口のピークを迎えるとされる中、本市の高齢者人口は、既に2021年をピークに減少に転じています。しかしながら、介護ニーズの高い後期高齢者は増加を続け、その他の世代の人口の減少が見込まれることから、今後も高齢化率は上昇し、保険給付費の増大が懸念されます。
- ❑ 第9期介護保険事業計画策定時に実施した調査によれば、2040年度には、国全体で約57万人、宮崎県で約7,800人の介護職員が不足すると見込まれております。生産年齢人口のさらなる減少が見込まれる中、介護サービス提供体制を確保するため、生産性向上を含めた総合的な介護人材確保対策に取り組んでいく必要があります。
- ❑ 利用者が介護サービスを安心して利用できるようにするため、サービス事業者への指導を実施する等、サービスの質の向上に向けた取組を行っています。

年		平22	平27	令2	令3	令4	令5	令6	令7
65歳以上人口(人)		35,673	39,058	40,815	41,164	40,999	40,542	40,253	39,770
高齢者世帯 (世帯)	ひとり暮らし	5,400	6,112	13,852	14,162	14,408	14,560	14,759	14,832
	2人以上	5,495	7,016	8,753	8,770	8,776	8,770	8,750	8,667
寝たきり高齢者(人)		2,519	2,448	2,232	2,358	2,366	2,320	2,328	2,297
認知症高齢者(人)		1,110	2,578	2,259	2,293	2,373	2,269	2,114	1,965

※各年10月1日現在。平成27年度及び平成28年度において調査方法を変更したため、数値が大きく変化している項目があります。

内容	現状	R12	R17
前期高齢者に占める要介護認定率（要支援含む）	3.57%（R7）	3.45%	3.40%
認知症サポーター数	17,293 人（R6）	24,000 人	29,000 人
成年後見制度サポーター養成講座参加者数	168 人（R6）	504 人	784 人

第6章 障がい福祉

現状と課題

【1. 地域で共に暮らせる社会づくり】

- 障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域でともに安心して暮らせる共生社会の実現をするためには、障がいや障がい者への理解が十分とは言えず、あらゆる場で理解を深めるための啓発や広報活動が必要です。さらに、障がいを理由とする差別の解消や権利擁護の推進、虐待の防止といった取組も必要です。
- 障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であり、障がい者雇用の促進に向けた施策や就労支援アンテナショップ等により就労機会の拡大や安定雇用促進に取り組む必要があります。
- 障がい者に日常生活の充実感、生きがいを持ってもらうためには社会参加の促進が重要な要素であり、2027年の宮崎県での全国障害者スポーツ大会の開催や作品展等を契機に障がい者の社会参加の機会創出を図る必要があります。また、併せてバリアフリー化の整備促進等により、障がい者が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を目指していきます。

【2. 早期療育体制の整備】

- 発達の気になるこどもについては、早期の支援体制が心身の発達を促す上で必要なため、乳幼児健診等の精度を高めるとともに発達相談等を実施し、適切な療育機関へのつなぎを行っています。今後、障がい児支援の中核的役割を果たす児童発達支援センターと連携し、地域における障がい児やその家族への支援体制の強化が必要です。

【3. 障がい福祉サービス等の充実】

- サービス等利用計画に基づく最適な障がい福祉サービスの提供に努めるとともに、地域生活への移行に向けた受け皿づくり等、障がい福祉サービスの充実に取り組んでいます。
- 医療的ケア児等が地域で生活するために、必要な課題等に対して、保護者の意見も参考にしながら、関係機関や医療的ケア児等コーディネーターと連携し支援していく必要があります。

【4. 生活環境及び相談支援体制の整備】

- 障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、地域生活支援拠点等の基本となる居住支援のための5つの機能を構築するため、令和3年度に「親なき後の暮らし支援策」に関する調査研究を実施しました。その調査報告書に基づき、有識者や関係機関、当事者と意見交換を行いながら、障がい者が安心して生活できる「地域生活支援拠点等の整備」の実現に向けた取組を順次進めていく必要があります。
- 障がい者の抱える問題が複雑化・複合化してきており、障がい福祉部門だけの解決が難しくなっています。今後、関係機関が連携し、問題を解決していく必要性があります。

身体障害者手帳所持者数（単位：人） 令和7年4月1日

障がい別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	うち18歳以上
視覚	142	102	13	17	32	8	314	311
聴覚	29	76	55	135	1	259	555	545
音声・言語・そしゃく	4	4	36	23	3	0	70	69
肢体不自由	532	544	388	634	305	145	2,548	2,491
内部機能（心臓等）	1,018	16	191	903	0	0	2,128	2,117
合計	1,725	742	683	1,712	341	412	5,615	5,533

療育手帳所持者数（単位：人） 令和7年4月1日

等級	A	B1	B2	計	うち18歳以上
所持者数	529	450	389	1,368	1,139

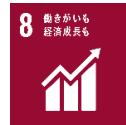
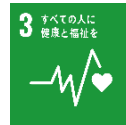
精神保健福祉手帳所持者数（単位：人） 令和7年4月1日

等級	1級	2級	3級	計	うち18歳以上
所持者数	53	617	366	1,036	1,008

ハローワーク延岡管内の一般の民間企業における障がい者の雇用状況 令和6年6月1日（単位：障がい者数：人、雇用率：％、企業割合：％）

企業数	算定基礎労働者数	障がい者数				雇用率				雇用率達成企業割合
		合計	身体障がい者数	知的障がい者数	精神障がい者数	合計	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	
104	11,576	257.5	176.5	47.5	33.5	2.22	1.52	0.41	0.29	59.6

※重度身体障がい者・重度知的障害者は1人の雇用をもって2人分、重度身体障がい者・重度知的障がい者・精神障がい者の短時間労働者は1人分、重度以外の身体障がい者・知的障がい者の短時間労働者については0.5人分としてカウント。



施策の展開

取組項目（役割分担）

1.地域で共に暮らせる社会づくり

障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域とともに安心して暮らせる共生社会の実現を目指します。

また、障がいのある人が自立した生活をしていくために就労の支援や社会参加の促進に取り組みます。

(1) 障がいに関する理解の促進

- ・行政は、障害者週間（12/3～12/9）等を契機とした講演会や関連イベントを通じて、広報・啓発活動を行い、障がいや障がい者についての正しい知識や理解の普及を図ります。（行政）
- ・行政や関係機関は、アート作品や手話を通して、障がい者の理解促進や障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進を図ります。（行政・関係機関・市民）

(2) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- ・行政は「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する延岡市職員対応要領」を基に、行政機関等において合理的配慮を実施し、障がい者差別解消の意識の浸透を図ります。（行政）
- ・行政や関係機関は、障がい者の権利擁護・虐待防止のため、関係機関と連携を図って定期的に情報共有や意見交換を行うとともに、成年後見制度の周知・利用支援や虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。（行政・関係機関）

(3) 雇用・就労、経済的自立の支援

- ・行政は、障がい者の就労機会の確保や就労収入向上の推進を図るため中小企業や就労継続支援事業所に向けた様々な施策を関係機関と連携して取り組んでいきます。（行政・関係機関）
- ・行政は、「延岡市ワークステーション」の運営で把握できた、障がい者就労定着に向けた具体的な課題や対応策などを一般企業に情報提供し、市内全体での障がい者雇用を促進します。（行政）
- ・行政や事業所は様々な場を活用し、就労支援アンテナショップを開催し、市内の福祉事業所が作っている製品や食品をより多く市民に周知・販売します。（行政、事業所）

(4) 社会参加の促進

- ・行政は、2027年に宮崎県で全国障害者スポーツ大会が開催されることから、延岡市での開催競技の観覧促進を図るとともに、スポーツ・レクリエーションの普及に努めます。また、文化活動においても、障がい者のイベント観覧や学習の機会創出を図ります。（行政）
- ・行政は、障がい者の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を図るため、公共的施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。（行政）

2.早期療育体制の整備

障がいや発達等に何らかの支援が必要な子どもの早期把握に努め、早期療育を実施しながら心身の発達を促します。

また、地域における障がい児やその家族の支援体制の強化を目指します。

(1) 早期療育体制の整備

- ・行政は、健康診査等により支援が必要な子どもの早期把握に努め、「発達支援」「家族支援」を行い、乳幼児期から将来にわたり切れ目のない支援の充実を図ります。（行政）
- ・市民は、乳幼児を対象とする健康診査等を積極的に受診します。（市民）

(2) 地域における障がい児やその家族への支援体制の強化

- ・行政は児童発達支援センター等と共同で、児童発達支援センター等の機能強化、障がい「気になる段階」から支援を行う体制整備に取り組み、発達障がい児等への支援の充実や地域におけるインクルージョンの推進等を図ります。（行政、事業所）

3.障がい福祉サービス等の充実

サービス等利用計画に基づく最適な障がい福祉サービスの提供に努めます。

また、医療的ケア児・者等への支援の充実を目指します。

(1) 障がい福祉サービスの充実

- ・行政は、障がい児・者の多様なニーズに対応するため、サービス等利用計画に基づき関係機関と連携して、最適なサービスの提供に努めます。（行政）
- ・障がいのある人は、選択したサービスにより自立した生活を目指します。（障がいのある人）

(2) 医療的ケア児・者等への支援

- ・行政は、医療的ケア児・者や重症心身障がい児・者等及びその家族のニーズの把握に努め、地域で安心して生活できるよう、レスパイト事業等を推進するとともに関係機関との連携による災害時の支援体制等の構築に努めます。（行政・関係機関）

4.生活環境及び相談支援体制の整備

親なき後を見据えた、地域生活支援拠点の整備を目指します。

また、基幹相談支援センター等と連携し、重層的支援体制の構築を推進します。

(1) 親なき後の支援

- ・行政は、障がい者の重度化・高齢化や「親なき後の支援」も見据え、障がい者とその家族が安心して地域で生活できるよう、関係機関と連携し「障がい児・者総合支援拠点整備」も見据えながら、地域生活支援拠点等に求められる機能の充実にも努めます。（行政・関係機関）

(2) 地域の相談機関との連携

- ・行政や関係機関は、障がい者が地域で安心した生活を送ることができるよう、基幹相談支援センター等と連携して、重層的支援体制により複雑化・複合化したニーズに対応していきます。（行政・関係機関）
- ・障がいのある人は、相談機関等を利用し、生活の向上を目指します。（障がいのある人）

主要な指標

内容	現状	R12	R17
児童通所施設数	24 か所（R6）	27 か所	30 か所
就労継続支援事業利用者数	486 人（R6）	574 人	600 人
障がい福祉サービス提供法人数	50 法人（R6）	55 法人	60 法人

第7章

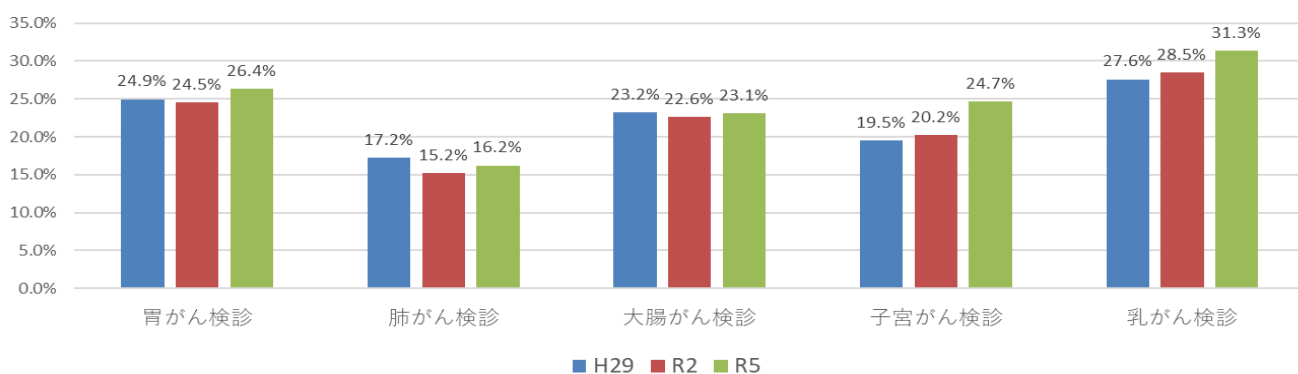
健康長寿

現状と課題

【1. 健康の保持増進、疾病予防と健康長寿施策の推進】

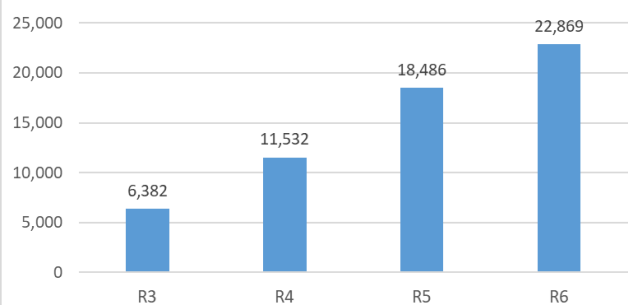
- ❑ 妊産婦及び乳幼児健診や面談等を通して、疾病の早期発見や子どもの生活習慣の重要性、子育てに関する継続的な情報発信を行うなど、妊娠期からの切れ目のない支援に取り組んでいますが、さらなる強化が求められています。
- ❑ 後期高齢者における要介護の原因であるフレイルを予防するために、健診後の保健指導や学習会を通しての普及啓発に取り組み、保健事業と介護予防を一体的に実施しています。
- ❑ 健康診査やがん検診については、特定健診とがん検診の同時実施や休日・夜間検診の実施、無料クーポン券の配布等、受診率向上のための取組を行っていますが、受診率は低い現状です。さらなる周知啓発、受診しやすい環境整備を行い、受診率向上を図る必要があります。
- ❑ 令和3年度から電話による認知症機能調査や令和5年度よりインターネットを活用した骨粗しょう症リスクのスクリーニング検査を実施しているほか、令和5年度から令和7年度にかけて、*PHRアプリを用いて健康データを入力することで様々な疾患のリスクを予測して通知できる仕組みを構築する新時代ヘルスケア推進事業に取り組んでいます。
- ❑ 「こころの健康」については、不調を訴える人やうつ病等の人が増加しています。こころの健康づくりの各種事業に取り組むとともに、相談窓口の周知、こころの健康に関する学習会及び人材育成を行い、悩みを相談できる体制づくりに取り組んでいます。
- ❑ 「健康長寿のまちづくり」については、延岡市健康長寿推進市民会議等との連携により、推進員制度の導入やポイント事業の実施等、市民運動が広がっていますが、地区による温度差や健康無関心層・低関心層に対するアプローチの拡充が課題となっています。
- ❑ 現役世代に広く健康づくりに親しんでもらうことを目的として、令和3年6月より「のべおか健康マイレージアプリ」の運用を開始しており、令和7年6月末で2万3千人を超える登録者数となっています。

がん検診の受診率（「健康長寿の取り組み」アンケート）

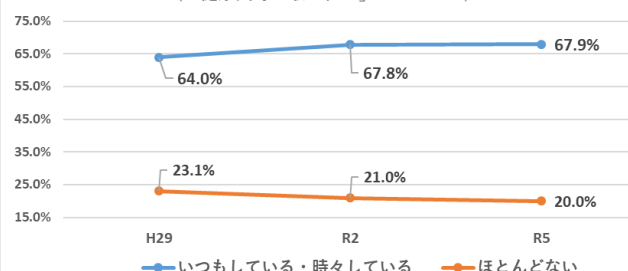


胃がん検診は50～69歳、肺がん・大腸がん・乳がん検診は40～69歳、子宮がん検診は20～69歳の受診率

のべおか健康マイレージアプリ登録者数（人）



日常生活の中で健康のために意識的に体を動かしている人の割合（「健康長寿の取り組み」アンケート）



* PHR アプリ…健診結果など、個人の健康・医療に関する情報を記録・管理することができるアプリ



施策の展開

取組項目（役割分担）

1.健康の保持増進、疾病予防と健康長寿 施策の推進

健康寿命の延伸を目指し、幼少期からより良い生活習慣を形成するとともに、疾病の予防と早期発見に努め、市民が自発的、継続的に健康づくりに取り組むまちを目指します。

(1) 生涯健康づくりの推進

- ・行政は、幼少期からのより良い生活習慣形成を促し、検診や健康相談・健康学習会等を充実し、生涯にわたる心と身体健康づくりへの支援を行います。高齢者については、フレイル予防のさらなる推進を図り、必要な事業の実施に努めます。加えて、国立循環器病研究センターとの包括協定を活用し、健康長寿に関する施策に取り組みます。（行政・関係機関）
- ・市民は、健康への意識を高め、自発的、継続的な健康づくりに取り組みます。（市民）

(2) 発症予防と重症化予防

- ・行政は、SNS やホームページ等による情報発信に加え、インターネットを活用してスクリーニング検査を実施するとともに、イベント等と連携し普及啓発を行い、生活習慣病の予防や検診等による疾病の予防と早期発見を促進します。（行政）
- ・市民は、積極的に検診受診に努めます。（市民）
- ・健康長寿推進市民会議は、今後も引き続き「1 に運動、2 に食事、3 にみんなで健診受診」をスローガンに市民運動を展開し、市民は、高血圧予防や、ロコモティブシンドロームの予防、糖尿病予防に取り組みます。（行政・関係団体・市民）

(3) こころの健康

- ・行政は、こころの健康に関する正しい知識の普及啓発や相談窓口のさらなる周知を図ります。また、ゲートキーパー養成講座を開催し、悩んでいる人を適切な支援につなげられる人材育成に継続して取り組みます。（行政）
- ・市民一人ひとりがこころの健康を大切にし、早期の相談や支援の活用、周囲への気づきと見守りに努めます。（市民）

(4) 地域の絆でつくる健康なまち

- ・行政は、地域や関係機関の連携を充実させながら「健康長寿のまちづくり」市民運動を支援するとともに、職場や地域などを通して「のべおか健康マイレージアプリ」などデジタル技術の活用等により、健康無関心層・低関心層も巻き込んで、高齢化社会への健康的な予防策を構築する事業に取り組んでいきます。（行政）
- ・地域コミュニティ組織等は、健康づくりなどの諸活動を通して地域住民同士が接する機会を増やします。（地域）
- ・健康長寿推進市民会議等は、市民運動の企画立案や推進に取り組み、元気な高齢者をはじめとする市民は、地域の活動等に積極的に参加します。（行政・関係団体・市民）

主要な指標

内容		現状	R12	R17
*日常生活の中で、意識的に身体を動かす習慣がある人		67.9% (R5)	71.4%	73.9%
のべおか健康マイレージアプリ登録者数		22,869 人 (R6)	30,000 人	35,000 人
*各種がん検診の受診率	胃がん	26.4% (R5)	28.9%	30.9%
	肺がん	16.2% (R5)	18.1%	20.0%
	大腸がん	23.1% (R5)	25.2%	27.4%
	子宮頸がん	24.7% (R5)	26.9%	29.1%
	乳がん	31.3% (R5)	33.7%	36.0%
骨粗しょう症リスク判定検査の申込者数（累計）		1,621 人 (R6)	2,900 人	3,900 人

*3年ごとに行っている「健康長寿の取り組み」アンケートによる。胃がん検診は50~69歳、肺がん・大腸がん・乳がん検診は40~69歳、子宮がん検診は20~69歳の受診率。

第8章

地域医療

現状と課題

【1. 感染症対策】

□ 予防接種法に基づき、予防接種制度の概要、予防接種の有効性・安全性及び副反応その他について十分な周知を図り、個別接種が通年で実施可能な体制を整えるとともに、その他の感染予防に関する情報も周知することにより、まん延防止と重症化予防に取り組んでいます。

□ 新型インフルエンザ等をはじめとする新興感染症の拡大防止に対応する必要があります。

【2. 医療体制の整備】

□ 初期救急医療体制については、延岡市医師会や大学、医療圏域以外の医師の協力により延岡市夜間急病センター等の運営を行っています。

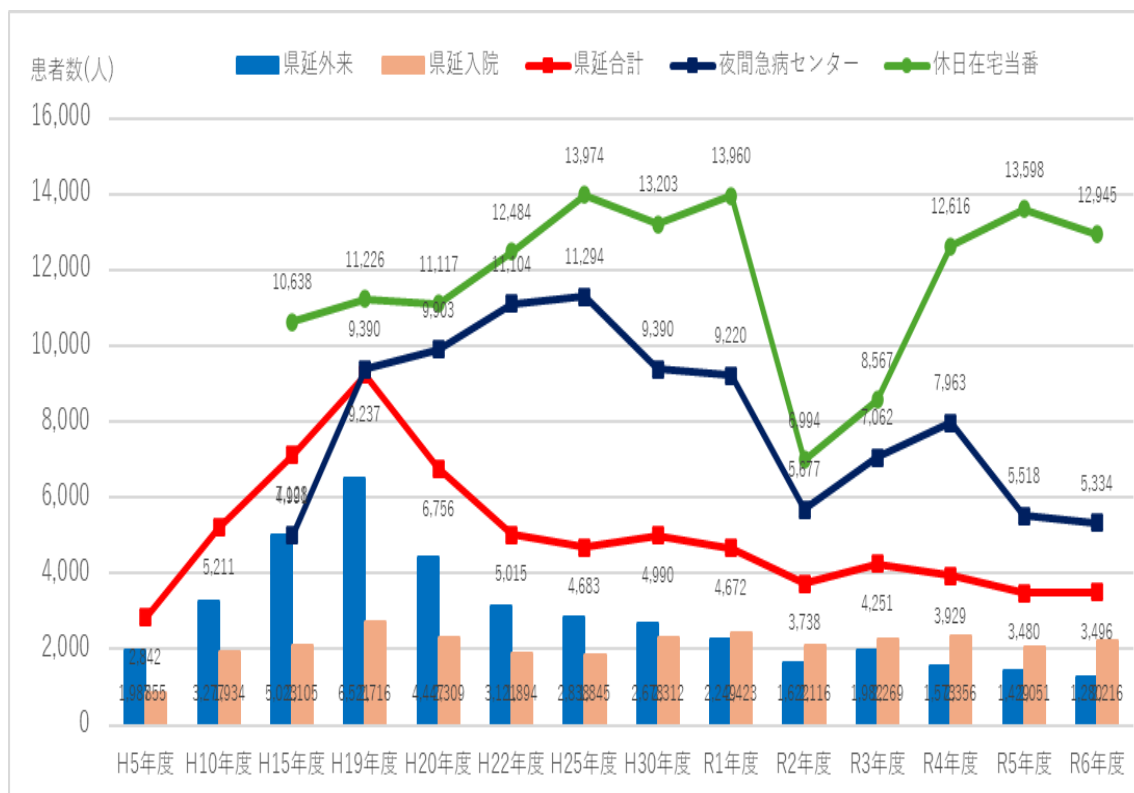
□ 地域医療体制については、県立延岡病院の専門医不足を機に市内医療機関による消化管出血と脳梗塞疾患の救急体制の輪番制が始まって15年を超え、参加医が高齢化してきたことから医師や看護師等の負担も増えています。また、新規開業等に対し補助金を交付し医師確保を図っていますが、さらに医療者の高齢化や、島浦町をはじめとする遠隔地の地域医療体制の維持等の課題に取り組む必要があります。

□ 啓発活動については、市民団体による適正受診の啓発も実施されており、中核医療機関を時間外に受診する軽症患者数は減少傾向にあり医療従事者の負担軽減が図られている現状です。

□ 南海トラフ地震など大規模災害が発生した場合、多くの医療機関が被災することが危惧されていることから、災害時の医療体制確保が課題となっています。

□ 本市は離島・山間部も含め市域が広い上、県内の高度医療の拠点である宮崎大学医学部附属病院からも遠いことや、一刻一秒を争う消化管出血や脳梗塞疾患等の急患の対応を十分に行うため、救命救急医療体制の強化が長年の課題となっています。

延岡市夜間急病センター・県立延岡病院・休日当番医 年度別患者数推移





施策の展開

取組項目（役割分担）

1. 感染症対策

感染症の発症、重症化、まん延を予防すること、公衆衛生の向上と健康増進を図ります。

(1) 発症予防と重症化予防

- ・行政は予防接種法に基づき、予防接種制度の概要、予防接種の有効性・安全性及び副反応その他について十分な周知を行い、感染症対策としてワクチン接種等を推進します。また、感染予防に関する情報を周知します。市民は予防接種の制度や有効性を十分に理解してワクチン接種を検討するとともに、感染症予防に努めます。（行政・市民）

(2) 新たな感染症や季節性インフルエンザ等への対応

- ・行政は、新興感染症等の発生状況等の情報を迅速に収集し、関係機関と連携しながら市民への正確な情報提供や検査体制支援など適切な対応を図ります。（行政・関係機関）
- ・市民は、日頃から新興感染症等についての知識を深め、市が発信する情報を的確に分析し、自らの命を守るために冷静に行動します。（市民）

2. 医療体制の整備

急性期、回復期において、切れ目ない医療を提供する「地域完結型医療体制」を整備するために、必要な医療者の充足に取り組むとともに、初期救急医療体制の維持に努めます。

また、医療従事者に過重な負担を強いることなく医療が提供される環境を整備するため、小児医療の情報提供や電話相談等の活用を推進し、適正受診等の勧奨にも取り組みます。

さらに、災害発生時等の医療確保については、医療機関など関係機関等と連携して体制構築に努めるとともに、救急医療面の地理的格差については、新技術を活用した医療体制の整備に取り組めます。

(1) 初期救急医療体制の整備

- ・行政は、初期救急医療体制の維持に努めます。また、救急医療電話相談の活用や各種啓発を促進し、医療従事者の就業しやすい環境の整備に努めます。（行政）
- ・行政はアプリサービス等の活用により、乳幼児の健康維持と小児科医の負担軽減に努めます。（行政）

(2) 地域医療体制の整備

- ・行政は、宮崎県立延岡病院の休診している診療科の診療再開、中核医療機関の消化管出血、脳梗塞疾患及び神経内科等の専門医の充足について、関係機関へ継続して要望活動を行います。（行政）
- ・行政は、新規開業の推進施策、さらには既存医療機関の事業承継等による医師の確保に取り組みながら、医療体制の維持に努めます。（行政）
- ・行政は、これまでの医師確保策に加え、紹介会社活用等による医師確保強化策に取り組めます。（行政）
- ・行政は看護師等医療従事者の確保についても強化を図り、切れ目のない医療体制を提供し、安心して暮らすことができる地域づくりを進めます。（行政）
- ・行政は、島浦町など遠隔地の医療体制の維持に引き続き努めます。（行政）
- ・行政は、医療従事者を目指す中・高校生を対象にした講演会等の啓発に、県北地域を挙げて引き続き取り組みます。（行政・関係機関）
- ・市内の医療機関は、宮崎大学医学部の実習生を積極的に受け入れます。（医療機関）

(3) 情報共有と協働による市民啓発の強化

- ・市民は、地域医療への理解や適正受診に努めます。（市民）
- ・行政は、地域医療の厳しい状況に対する認識を市民や関係機関等と共有するとともに、市民団体との協働による啓発活動を行います。（行政・関係団体）

(4) 災害医療体制の整備

- ・行政は、大規模災害時の医療体制のあり方について、医療機関など関係機関等と協議しながら必要な対応を順次行います。（行政・関係機関）
- ・行政は、津波による被害が想定される区域の医療機関について、関係機関等と連携して災害時の医療体制の構築に努めます。（行政・関係機関）
- ・行政は、大規模災害時の医療体制について、円滑で滞りなく提供できるよう医療機関をはじめ関係機関等と対応計画等の協議・調整を行います。（行政・関係機関）

(5) 新技術を活用した地域医療体制の整備

- ・行政は、データ連携基盤等の新技術を活用した救急搬送体制づくり（QaaSシステム）に取り組み、救命救急医療の体制強化や地理的格差の解消を目指します。（行政）

主要な指標

内容	現状	R 12	R17
県立延岡病院の患者数	3,496 人 (R6)	3,496 人	3,496 人
県立延岡病院の患者数のうち、夜間・休日救急患者数（軽症）	1,280 人 (R6)	810 人	510 人

第9章

生活支援制度

現状と課題

【1. 国民健康保険・後期高齢者医療】

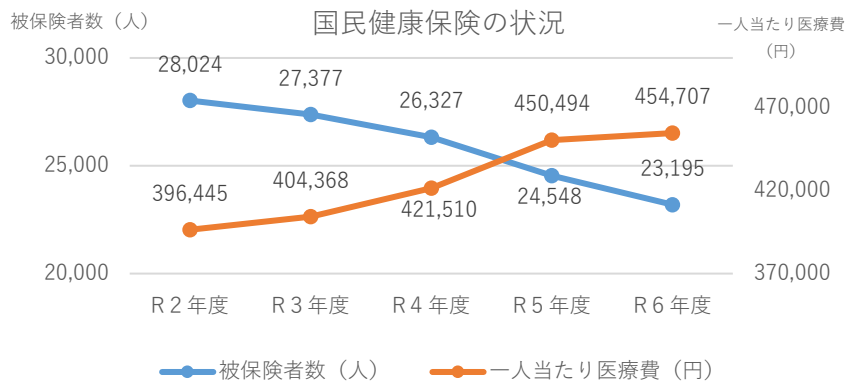
- 国民健康保険は、被保険者が年々減少し税収が減少していく中、高齢化や医療の高度化等により1人あたりの医療費は増加傾向にあり、国民健康保険を取り巻く環境は今後さらに厳しくなると予想されます。
- 医療費の増加を抑制するためには、生活習慣病の発症や重症化を予防していく必要があり、そのため、特定健診をはじめとする保健事業を実施し、健康の保持・増進に取り組んでいます。
- 後期高齢者医療は、高齢化の進展に伴う高齢者の健康寿命延伸のため、継続的な保健事業の実施と介護予防を一体的に実施していくよう取り組んでいます。

【2. 将来に備える国民年金】

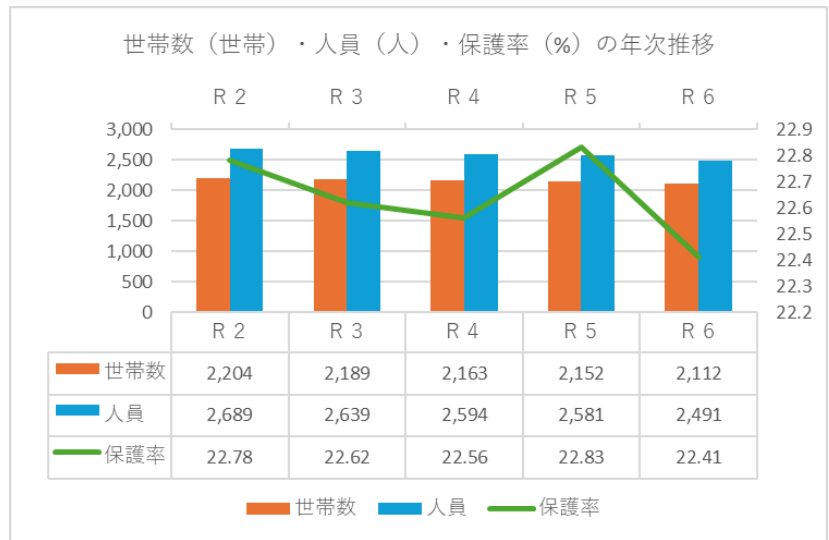
- 老後の生活や、予測することができない将来のリスクに対して備えるための国民年金制度について、制度の意義や内容の周知に努めています。
- 各種申請手続きについては、マイナポータルを利用したオンラインサービス等の利用促進を図りながら、将来、無年金や低年金にならないよう、相談業務に取り組んでいます。

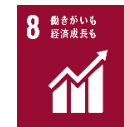
【3. 生活困窮者自立支援・生活保護】

- 生活困窮者への相談支援については、社会福祉協議会内に「自立相談支援センター」を設置し、関係機関と連携しながら経済的自立に向けた支援・助言を行っています。
- 生活保護の受給世帯については、高齢者世帯が世帯全体の半数以上の割合を占めており、受給世帯数としては、令和元年度をピークに減少しています。



国保医療費のまとめ（宮崎県国民健康保険団体連合会）
国民健康保険毎月事業状況報告（事業月報）集計表（延岡市国民健康保険課）





施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. 国民健康保険・後期高齢者医療

被保険者が安心して医療を受けられるためには、国民健康保険の安定的な運営を維持する必要があります。そのため、税収の確保に努めるとともに、国の財政支援を確保し、また、被保険者の健康の保持増進を図るための保健事業を充実・強化し、医療費の適正化を図ります。

(1) 安心医療の拠り所となる国民健康保険・後期高齢者医療

- ・行政は、国保税の収納率向上に努め、宮崎県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険制度の安定的な運営を図ります。(行政)
- ・行政は、医師会等医療機関との連携のもと、特定健診や特定保健指導を実施するほか、慢性腎臓病・糖尿病重症化予防等の保健事業に取り組むことで、被保険者の健康保持・増進を支援するとともに、医療費の適正化を図ります。(行政)
- ・被保険者は、特定健診を受診し、主体的かつ積極的に健康増進や生活習慣病の予防に取り組めます。(被保険者)
- ・行政は、宮崎県後期高齢者医療広域連合や関係各課等と連携し、国民健康保険世代から継続した保健事業に取り組むとともに、介護予防事業にも取り組めます。(行政)

2. 将来に備える国民年金

年金制度を市民に正しく理解してもらうとともに、オンラインサービス等の利用促進を図りながら、年金受給権の確保に努めます。

(1) 年金受給権の確保

- ・行政は、年金事務所等と連携・協力して、制度等の広報啓発に取り組むとともに、丁寧な個別相談を行いながら、適切な手続きによる受給権の確保に努めます。(行政)
- ・行政は、マイナポータルを利用した電子申請等、適正な手続きの周知を図ります。(行政)

3. 生活困窮者自立支援・生活保護

生活困窮者に対する相談体制の充実を図り、困窮の原因となる課題の明確化と、その解決に資する社会保障制度の活用や関連する関係機関との連携により経済的自立に向けた支援を行います。

生活保護制度の適正実施に努めるとともに、関係機関と連携し他法・他施策の活用に努め、生活保護受給者の自立を支援します。

(1) 生活困窮者への自立支援

- ・行政は、複雑化・複合化する生活困窮者の課題を丹念に評価・分析し、課題解決に向けた自立支援計画を策定するとともに、社会保障制度の活用や関係機関等と連携することで、課題の解決と経済的自立を図ります。(行政)

(2) 生活保護の適正実施

- ・行政は、生活保護受給者の最低限度の生活を保障しながら、ハローワーク等関係機関と連携し自立を支援します。また、生活習慣病などを早期に発見するため特定健診を推奨し重症化を予防することで医療費の適正化を図るとともに、収入、支出その他生計の状況について変動があった時の届出義務を徹底することで不正受給の防止に努めます。(行政・関係機関)
- ・生活保護受給者は、制度の趣旨を理解し自立を目指します。(生活保護受給者)

主要な指標

内容	現状	R12	R17
特定健診の受診率	42.4% (R5)	45.2%	48.3%
特定保健指導の実施率	55.1% (R5)	60.0%	60.0%